

用語解説

本文中の※印をついている
用語の解説を記載します。

◆ 第1次防災拠点

防災拠点とは、災害時における医療活動、支援活動などの拠点となる施設や場所のこと。第1次防災拠点とは、応急対策の活動体制の確立、救助・救急医療及び消火活動のための拠点となる施設や箇所のこと。

◆ 緊急輸送道路

地震などの災害直後から、避難・救助や物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保する道路のこと。

◆ ぐんま絹遺産

県内に残る養蚕、製糸、織物、流通に関する建造物や施設、民族芸能等を対象に、群馬県が登録した文化財等のこと。

◆ ジオパーク

「地球・大地(ジオ:Geo)」と「公園(パーク:Park)」を組み合わせた言葉で「大地の公園」を意味する。地球活動の遺産(地層・岩石・地形・火山・断層等)の保護や、教育、観光に活かした活動を行うことを目的とし、日本ジオパーク委員会により認定される「日本ジオパーク」と、ユネスコが定める基準に基づいて認定される「ユネスコ世界ジオパーク」がある。本県においては以下の地域が日本ジオパークに登録されている。

- ・下仁田ジオパーク(下仁田町)
- ・浅間山北麓ジオパーク
(嬬恋村・長野原町)

◆ スマートIC(スマートインターチェンジ)

高速道路本線やサービスエリア等から乗り降りができるようにETC搭載車の利用に限定したインターチェンジのこと。

◆ 世界の記憶

手書き原稿、書籍、地図、音楽、写真、映画等の記録遺産を対象として、世界的重要な有する物件をユネスコが認定・登録する事業のこと。本県においては「上野三碑(高崎市)」が登録されている。

◆ 日本遺産

文化財や伝統文化を通じた地域の活性化を図るために、歴史的経緯や地域風土に根ざした世代を超えて受け継がれている伝承や風習などを踏まえ、地域に点在する、建造物や遺跡、祭りなど有形・無形のさまざまな遺産(文化財・伝統文化等)を面的に活用・発信する取組で、文化庁により認定される。なお、本県においては、絹産業における女性の活躍に焦点を当てた「かかあ天下ぐんまの絹遺産」などが認定されている。

◆ ユネスコエコパーク

正式名を生物圏保存地域といい、自然の恵みを守り、かつ合理的かつ持続可能に利用するなど、自然と人間社会の共生を図ることを目的に、ユネスコが認定・登録する地域のこと。本県においては、以下の地域が登録されている。

- ・みなかみユネスコエコパーク
(みなかみ町)
- ・志賀高原ユネスコエコパーク
(中之条町、草津町、嬬恋村)

◆ ラムサール条約

国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物を保全することを目的とした国際条約のこと。本条約に基づき、本県では以下の湿地が国際的に重要な湿地として登録されている。

- ・尾瀬(片品村)
- ・渡良瀬遊水地(板倉町)
- ・芳ヶ平湿地群(中之条町、草津町)